

# 第10期分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

苫小牧市

# 目 次

1	計画策定の意義 .....	1
2	基本的方向 .....	1
3	計画期間 .....	1
4	対象品目 .....	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） .....	2
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号） .....	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分（法第8条第2項第3号） .....	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号） .....	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 .....	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号） .....	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） .....	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 .....	7
《特記事項》		
	容器包装廃棄物のフロー .....	8
《資料》		
1	ごみ量の推移（実績及び予測） .....	9
2	ごみ組成分析 .....	10
3	容器包装廃棄物の排出見込量及び排出見込率 .....	10
4	法第8条第2項第4号に規定する各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み .....	11

## 1 計画策定の意義

太平洋に臨む苫小牧市は、樽前山麓の広大な森林や、ラムサール条約湿地に指定されるウトナイ湖など、自然豊かな環境を誇っている。この豊かな自然と調和した快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまち「人間環境都市」の実現を目指してまちづくりを進めている。この理念の下、今後も持続可能な循環型社会を構築するために、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会からの転換を図り、さらにごみ減量と資源の有効活用を促進し、廃棄物処理に限らず、環境保全及び自然保護等も考慮した、総合的視点からの取組が求められている。

我が国の廃棄物処理は、最終処分場のひっ迫から焼却を中心としたごみ処理を推進してきたところではあるが、近年、脱炭素社会へ向けた総合的な取組等、ごみ行政を推進する上ではこれらの社会情勢についても対応していかなければならない。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）を推進するとともに、限りある資源の有効活用と、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 4Rの推進によるごみの減量
- 市民との情報共有と環境教育の推進
- 環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ処理事業の推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	7,674	7,636	7,598	7,560	7,522

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

ごみの減量を図るには、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制に取り組んでいく必要があると考え、その役割分担は次のとおりとする。

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出量を現状より少しでも減らすように努める</li> <li>・修理して大切に使う生活習慣確立などライフスタイルの見直しを図るように努める</li> <li>・買い替え時には、市の処理が困難となる不用品を販売店等に引き取ってもらうよう努める</li> <li>・使い捨て商品の使用を自粛し、自主的なマイ箸、マイボトルなどの使用や、過剰包装の辞退などに努める</li> <li>・買い物に際しては、マイバスケット、マイバッグなどを持参するように努める</li> <li>・トイレットペーパーなどは再生品を使用するように努める</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の回収体制の整備など自己処理を積極的に進めるとともに、排出抑制など減量化を念頭に置いた事業活動を行うように努める</li> <li>・トレイ・ペットボトルなど使い捨て容器の使用抑制と自主回収、資源化に努める</li> <li>・バラ売りの拡大や過剰包装の抑制、包装の簡素化に努める</li> <li>・再生可能な容器は、再利用を行うとともに、梱包材など流通包装廃棄物の回収・再利用に努める</li> <li>・製品などが廃棄物となった場合にその適正処理が困難とならないようにするとともにリサイクル可能な商品の販売に努める</li> <li>・市民が耐久消費財などの買い替えに際しては、市の処理困難となる不用品を引き取るとともに、修理体制を充実させる</li> <li>・リターナブル容器、再生資源、再生製品の積極的な利用に努める</li> <li>・ノーレジ袋運動を推進する</li> <li>・上質古紙の自主回収、資源化に努める</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制を含めた減量に関する計画的な施策の推進に努める</li> <li>・ごみの減量、資源化について、啓蒙・広報活動を強化し、市民の意識啓発に一層努める</li> <li>・ごみ問題の学習と啓発を推進するため、環境教育副読本を活用するなどした次世代市民への出前講座の充実を図る。</li> <li>・事業者に対する減量化計画の策定や資源物の適正なりサイクルについて指導を徹底するなど事業系ごみ排出抑制対策を講ずる</li> <li>・再生可能な物の回収制度や事業系古紙のリサイクルなど、情報提供を行う</li> <li>・簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛等の抑制方策について、市民・事業者と協議のうえ検討を進める</li> <li>・庁用品、公共事業における再生品の使用に一層努める</li> </ul>

さらに、市民・事業者・行政の協力体制と連携を推進するため、次の方策を考える。

- (1) 市民・事業者・行政が一体となり、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの「4R」を推進し、ごみの減量に取り組む
- (2) ごみの減量とリサイクルの推進及び、まちの環境美化に向けて、適切に情報提供し、市民との情報の共有を進めるとともに、学童期及び幼児期からの環境教育を推進する
- (3) 循環型社会の構築に向け、ごみの減量やリサイクルの推進とともに、効率的な収集運搬体制や適正な規模の処理施設の確保に努める

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集体制等を勘案し収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類 (飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	165		164		164		163		162	
主としてアルミ製の容器	339		337		336		334		332	
無色のガラス製容器	203		203		201		200		199	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	203	0	203	0	201	0	200	0	199	0
茶色のガラス製容器	310		309		307		305		304	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	308	2	307	2	305	2	303	2	302	2
その他のガラス製容器	119		119		118		117		116	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	119	0	119	0	118	0	117	0	116	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	57		56		56		55		55	
主として段ボール製の容器	1,242		1,236		1,229		1,223		1,217	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	899		894		890		885		881	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0	899	0	894	0	890	0	885	0	881
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器	494		492		489		486		484	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	494	0	492	0	489	0	486	0	484	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイ含む)	2,612		2,600		2,587		2,574		2,561	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	2,571	41	2,559	41	2,546	41	2,534	40	2,521	40
(うち白色トレイ)	41		41		41		40		40	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0	41	0	41	0	41	0	40	0	40

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ①直近年度の分別基準適合物量の積算
- ②容器包装廃棄物の見込み量を積算（＝ごみ質別排出量×組成分析結果構成比）
- ③容器包装廃棄物の排出見込み率の積算（＝（①＋②－残渣量）÷ごみ量）
- ④分別基準適合物の排出見込み量の積算（＝各年度ごみ見込み量×③）
- ⑤分別基準適合物見込み量の積算（＝④×分別排出率）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
金 属	スチール製容器	缶 類	委託業者の指定日回収、 住民団体による集団回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者の指定日回収、 住民団体による集団回収	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者の指定日回収、 住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	公共施設拠点回収、住民団 体による集団回収	
	その他の紙製容器包装	紙 類	委託業者の指定日回収	
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者の指定日回収	民間業者
	その他プラスチック製容器 包装(白色トレイ含む)	プラスチック 製容器包装	委託業者の指定日回収	民間業者

## 1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市では、缶・びん・紙パック・ペットボトル・プラスチック製容器包装を資源物として分別収集し、民間業者で選別・圧縮・梱包・保管等の中間処理を行っている。

紙製容器包装廃棄物については、紙類の資源物として分別収集し、民間業者で再商品化を行う。

また、段ボールについては、公共施設による拠点回収及び住民団体による集団回収での取組による資源化を主に推進しているため、下記の計画から除外している。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッカー車 又はパッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッカー車 又はパッカー車	民間業者 (選別・保管施設)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る	プレスパッカー車 又はパッカー車	民間業者 (保管施設)
その他の紙製容器包装	紙 類	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッカー車 又はパッカー車	民間業者 (保管・再商品化)
ペットボトル	ペットボトル	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッカー車 又はパッカー車	民間業者 (圧縮・梱包・保管施設)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッカー車 又はパッカー車	民間業者 (圧縮・梱包・保管施設)



## 1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

本市では、ごみの減量・再生利用等について、市民から幅広く意見を聞くため、条例に基づき、苫小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置している。

審議会は、学識経験者、市民（公募）、事業者、民間団体から選ばれた20人以内の委員で構成されており、任期は2年となっている。

### (2) 集団回収の促進

町内会及び各種団体等における自発的な集団回収を推進し、効率的に実施されるよう、回収団体の登録を行い、団体の実態を把握するとともに団体相互の情報交換と連携強化を図る。

今後、奨励金の見直しや品目の拡大などを検討し、集団回収への積極的な参加及び利用拡大を図る。また、集団回収のさらなる促進に向け「リサイクルハウス」の設置助成を継続して実施する。

### (3) 意識啓発活動

ごみの減量やリサイクルを推進するためには、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、大型ごみの分別ルールの遵守が重要である。

本市では、市の清掃指導員による現地指導をはじめ、分別排出及び排出抑制に関するパンフレットやホームページ、SNS（Instagram・YouTube）、広報紙などを通じて、ごみの分別ルールの周知を図っている。さらには、出前講座やイベント等を実施し、ごみの減量やリサイクルに対する市民の理解を深め、分別意識の浸透を図るなど、市民の分別・適正排出やリサイクルに関する意識啓発に努める。

### (4) 次世代市民への環境教育の充実

小中学校の環境教育副読本を作成・活用し、教育現場における出前講座を実施することで、環境教育の充実を図る。

### (5) JFEリサイクルプラザ苫小牧による意識啓発

JFEリサイクルプラザ苫小牧は、ごみの減量とリサイクルに関する情報提供を行っており、牛乳パックからの手すきはがきづくり、着古したTシャツを使った布ぞうりづくりなどの体験学習や大型ごみとして出された家具や自転車を修理して販売している。そのほか、ごみ処理施設の見学受付・案内などを行い、リサイクル推進に関する情報の発信・市民の意識啓発を図る。

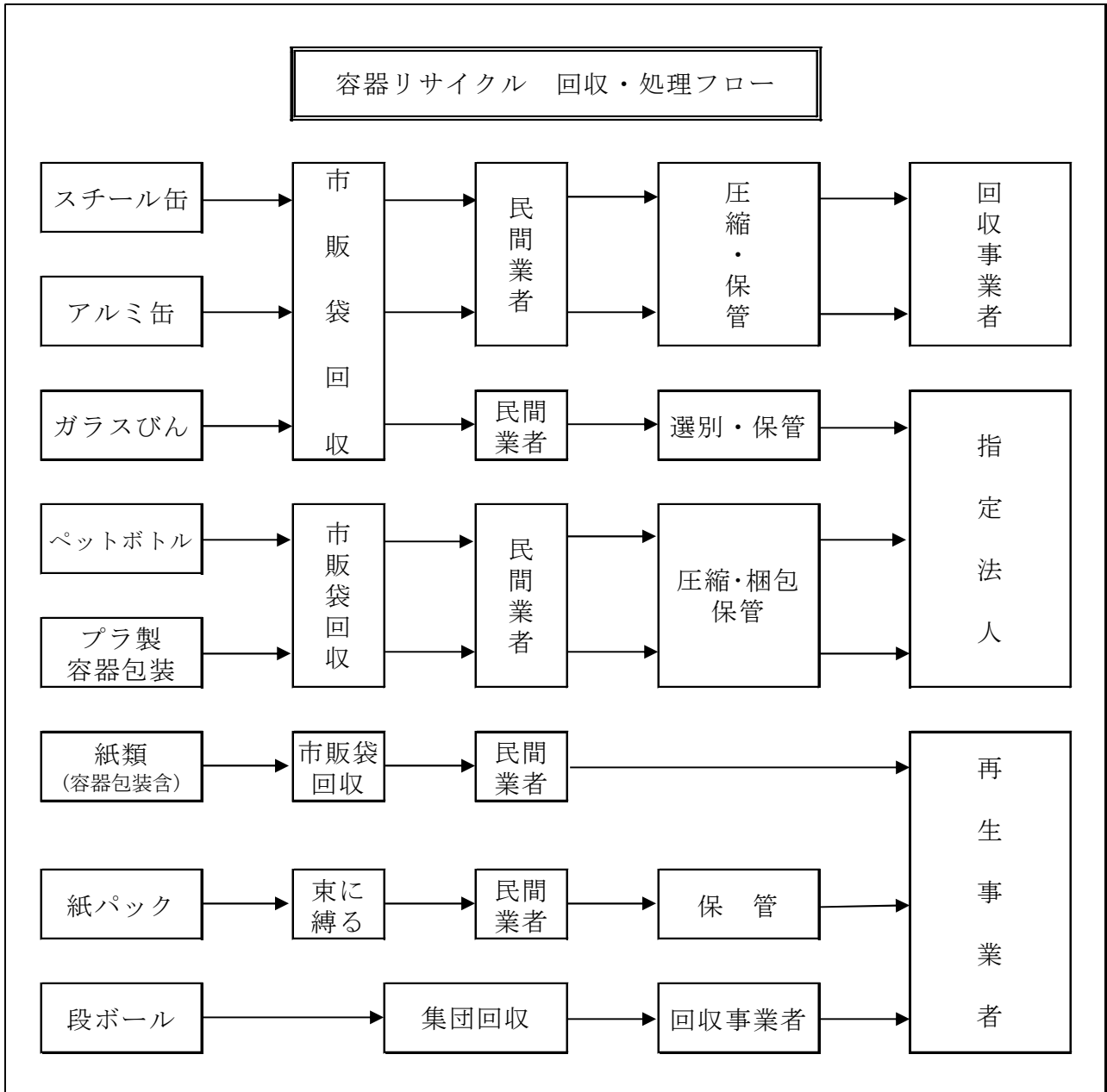
### (6) 事業系ごみの分別の徹底

許可業者や事業者により搬入されている事業系ごみに関し、展開調査等により排出状況の把握を行うほか、出前講座でそれぞれの業態に合った分別・処理方法の指導・助言をすることで、ごみの適正な分別とリサイクルの推進を図る。

## 《特記事項》

### 容器包装廃棄物のフロー

苫小牧市における容器包装廃棄物に係る分別排出と回収・処理のフローは下図のとおりである。



## 《資料》

### 1 ごみ量の推移（実績及び予測）

ごみ量は収集実績に人口変動率を乗じて計算する。

※平成29年度から令和3年度までの計画収集の実績は、次のとおりである。

	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	
各年度末人口 (t)	171,699	171,275	170,555	169,808	168,993	
対前年度比 (%)	-	-0.25%	-0.42%	-0.44%	-0.48%	
指数 (29年度=100)	100.00	99.75	99.33	98.90	98.42	
家庭ごみ量 (t)	34,284	33,897	34,340	35,662	34,813	
対前年度比 (%)	-	-1.13%	1.31%	3.85%	-2.38%	
指数 (29年度=100)	100.00	98.87	100.16	104.02	101.54	
内 訳	① 可燃ごみ (t)	23,820	23,656	24,059	24,652	24,356
	1人1日排出量 (g)	380.1	378.4	385.4	397.7	394.9
	対前年度比 (%)	-	-0.44%	1.85%	3.20%	-0.72%
	② 不燃ごみ	1,756	1,800	1,656	2,129	1,849
	1人1日排出量 (g)	28.0	28.8	26.5	34.3	30.0
	対前年度比 (%)	-	2.76%	-7.86%	29.48%	-12.73%
	③ 大型ごみ (t)	1,244	1,266	1,414	1,583	1,473
	1人1日排出量 (g)	19.8	20.3	22.7	25.5	23.9
	対前年度比 (%)	-	2.02%	11.86%	12.75%	-6.50%
	④ 資源物 (t)	7,464	7,175	7,211	7,298	7,135
	1人1日排出量 (g)	119.1	114.8	115.5	117.7	115.7
	対前年度比 (%)	-	-3.6%	0.65%	1.93%	-1.76%
1人1日排出量 (g)	547	542	550	575	564	

※令和4年度から令和9年度までの予測値は、次のとおりである。

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
各年度末人口 (t)	168,145	167,297	166,449	165,601	164,753	163,905	
対前年度比 (%)	-0.50%	-0.50%	-0.51%	-0.51%	-0.51%	-0.51%	
指数 (29年度=100)	97.93	97.44	96.94	96.45	95.95	95.46	
家庭ごみ量 (t)	34,639	34,466	34,293	34,122	33,951	33,782	
対前年度比 (%)	-0.50%	-0.50%	-0.50%	-0.50%	-0.50%	-0.50%	
指数 (29年度=100)	101.04	100.53	100.03	99.53	99.03	98.53	
内 訳	① 可燃ごみ (t)	24,234	24,113	23,992	23,873	23,753	23,634
	1人1日排出量 (g)	394.9	393.8	394.9	395.0	395.0	394.0
	対前年度比 (%)	0.00%	-0.27%	0.28%	0.01%	0.01%	-0.26%
	② 不燃ごみ	1,840	1,831	1,821	1,812	1,803	1,794
	1人1日排出量 (g)	30.0	29.9	30.0	30.0	30.0	29.9
	対前年度比 (%)	0.00%	-0.27%	0.28%	0.01%	0.01%	-0.26%
	③ 大型ごみ (t)	1,466	1,458	1,451	1,444	1,437	1,429
	1人1日排出量 (g)	23.9	23.8	23.9	23.9	23.9	23.8
	対前年度比 (%)	0.00%	-0.27%	0.28%	0.01%	0.01%	-0.26%
	④ 資源物 (t)	7,099	7,064	7,029	6,993	6,958	6,924
	1人1日排出量 (g)	115.7	115.4	115.7	115.7	115.7	115.4
	対前年度比 (%)	0.00%	-0.27%	0.28%	0.01%	0.01%	-0.26%
1人1日排出量 (g)	564	563	564	565	565	563	

## 2 ごみ組成分析

平成29年度から令和元年度までの3年間を組成分析した結果を集計すると以下のとおりである。

※令和2年度と3年度はコロナ禍により組成分析は行わなかったため、平成29年度からの3年間とした。

	可燃ごみ		不燃ごみ		資源物		プラスチック		紙類		
	重量(kg)	構成比(%)	重量(kg)	構成比(%)	重量(kg)	構成比(%)	重量(kg)	構成比(%)	重量(kg)	構成比(%)	
不燃物	不燃性プラスチック類	72.63	5.22%	433.67	35.41%	340.40	27.96%	204.02	98.34%	0.99	0.27%
	内ペットボトル	4.50	0.32%	1.14	0.09%	325.26	26.71%	2.33	1.12%	0.02	0.01%
	内プラ製容器包装	25.71	1.85%	11.79	0.96%	10.04	0.82%	77.94	37.57%	0.75	0.20%
	金属類(磁性体)	2.06	0.15%	220.94	18.04%	88.45	7.26%	0.28	0.13%		
	内スチール缶	0.14	0.01%	3.29	0.27%	47.07	3.87%				
	金属類(非磁性体)	4.30	0.31%	68.24	5.57%	136.87	11.24%	0.14	0.07%		
	内アルミ缶	0.94	0.07%	1.14	0.09%	133.17	10.94%				
	ガラス類	4.70	0.34%	186.41	15.22%	638.72	52.46%	0.10	0.05%		
	内びん類	3.20	0.23%	106.66	8.71%	636.26	52.26%	0.10	0.05%		
	陶器、石等雑物類	25.49	1.83%	243.00	19.84%	0.46	0.04%	0.28	0.13%	0.02	0.01%
小計	109.18	7.84%	1,152.26	94.08%	1,204.90	98.96%	204.82	98.72%	1.01	0.27%	
可燃物	厨芥類	681.49	48.96%					0.92	0.44%	0.01	
	紙類	388.52	27.91%	6.97	0.57%	12.70	1.04%	1.37	0.66%	368.77	99.68%
	内飲料用紙パック	5.19	0.37%	0.40	0.03%	12.54	1.03%	0.14	0.07%	5.43	1.47%
	内段ボール	3.29	0.24%	0.62	0.05%					15.81	4.27%
	内紙製容器包装	22.62	1.62%	1.72	0.14%	0.16	0.01%	0.49	0.24%	175.34	47.40%
	布・木類	197.97	14.22%	28.77	2.35%			0.20	0.10%	0.15	0.04%
	ゴム、革製類	14.90	1.07%	36.71	3.00%			0.16	0.08%		
	小計	1,282.88	92.16%	72.45	5.92%	12.70	1.04%	2.65	1.28%	368.93	99.73%
	合計	1,392.06	100.00%	1,224.71	100.00%	1,217.60	100.00%	207.47	100.00%	369.94	100.00%

## 3 容器包装廃棄物の排出見込量及び排出見込率

資源回収実績、組成分析結果、参考事例から排出見込量を積算し、排出見込率を算出する。

○組成分析による積算量は、ごみ収集量に組成分析結果構成率を乗じて積算

○参考事例からの積算量は、F市のごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率を基に推計

容器包装種別		資源回収実績量	組成分析見込量	参考事例見込量	排出見込量	排出見込率
金属	スチール製容器	167	3		170	0.51%
	アルミ製容器	345	14		359	1.07%
ガラス	無色のガラス製容器	206	47		253	0.76%
	茶色のガラス製容器	316	72		388	1.16%
	その他のガラス製容器	119	27		146	0.44%
	生きびん					
紙類	飲料用紙製容器	57	95		152	0.45%
	段ボール	1,264	135		1,399	4.18%
	その他の紙製品容器包装	0	1,246		1,246	3.73%
プラスチック	ペットボトル	501	75		576	1.72%
	白色トレイ	0		56	56	0.17%
	その他プラスチック製容器包装	2,593	437		3,030	9.06%
合計		5,568	2,151	56	7,775	23.24%
1～3年度大型ごみを除く資源物収集実績平均					33,448	

○ごみ排出量に排出見込率を乗じて、法第8条第2項第1号の容器包装廃棄物排出量を積算する。

(単位：t/年)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物排出量	7,674	7,636	7,598	7,560	7,522
ごみ排出量(大型除く)	(33,007)	(32,842)	(32,678)	(32,515)	(32,352)

4 法第8条第2項第4号に規定する各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

総人口に占める分別収集対象人口は100%であるため、分別収集率は計算上除外し積算する。

○容器包装廃棄物排出見込量は、大型ごみを除くごみ排出量に排出見込み率を乗じた量

○分別排出率は、資源物実収集量の排出量に対する割合を参考に、状況を勘案しながら予測

○分別基準適合物見込量は、容器包装廃棄物排出見込量に分別排出率を乗じた量

【容器包装廃棄物排出見込量】 (＝容器包装算定対象廃棄物量(ごみ量)×排出見込み率) (単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	168	167	167	166	165
アルミ製容器	353	351	350	348	346
ガラス製容器	779	776	771	767	763
飲料用紙製容器	149	148	147	146	146
段ボール	1,380	1,373	1,366	1,359	1,352
その他の紙製品容器包装	1,231	1,225	1,219	1,213	1,207
ペットボトル	568	565	562	559	556
白色トレイ	56	56	56	55	55
その他プラスチック製容器包装	2,990	2,976	2,961	2,946	2,931
合 計	7,674	7,637	7,599	7,559	7,521
ごみ排出量(大型ごみ除く)	33,007	32,842	32,678	32,515	32,352

【分別排出率】

	実収集量(t)	排出見込量(t)	分別排出率
スチール製容器	167	170	98.24%
アルミ製容器	345	359	96.10%
ガラス製容器	641	787	81.45%
飲料用紙製容器	57	152	37.50%
ペットボトル	501	576	86.98%
合 計 (段ボール等含む)	5,542	7,746	71.55%

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
アルミ製容器	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%
ガラス製容器	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%
飲料用紙製容器	38.0%	38.0%	38.0%	38.0%	38.0%
段ボール	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
その他の紙製品容器包装	73.0%	73.0%	73.0%	73.0%	73.0%
ペットボトル	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%
白色トレイ	73.0%	73.0%	73.0%	73.0%	73.0%
その他プラスチック製容器包装	86.0%	86.0%	86.0%	86.0%	86.0%

【各年度分別基準適合物見込量】 (＝容器包装廃棄物排出見込量×分別排出率) (単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	165	164	164	163	162
アルミ製容器	339	337	336	334	332
ガラス製容器	632	631	626	622	619
無色のガラス製容器	203	203	201	200	199
茶色のガラス製容器	310	309	307	305	304
その他のガラス製容器	119	119	118	117	116
生きびん	0	0	0	0	0
飲料用紙製容器	57	56	56	55	55
段ボール	1,242	1,236	1,229	1,223	1,217
その他の紙製品容器包装	899	894	890	885	881
ペットボトル	494	492	489	486	484
白色トレイ	41	41	41	40	40
その他プラスチック製容器包装	2,571	2,559	2,546	2,534	2,521
合 計	6,440	6,410	6,377	6,342	6,311